

ガット／WTOにおける発展途上国の位置の変化（一）

——農業分野を素材に——

ブーティホンミン

はじめに

第一章 ガットにおける途上国の位置づけ

第一節 伝統的・個別的特恵制度

第二節 ガットにおける先進国の保護政策

第二章 ガットにおける途上国の行動（二）

第一節 実行計画

第二節 UNCTAD—特恵制度への対応—

第三節 東京ラウンドと途上国

一 途上国の取扱

二 熱帯産品の交渉

三 農業交渉

第四節 東京ラウンド以降の実践

一 ロメ協定

二 アメリカのカリブ海域経済復興法

小括

第三章 ガットにおける途上国の行動(二)——紛争解決申立——

第一節 ウルグアイ事件

第二節 ブラジル対E E Cの砂糖補助金事件

第三節 チリのリンゴ輸入制限事件

第四節 パナナの輸入規制事件

小括(以上本号)

第四章 WTOにおける途上国の分化

第一節 ウルグアイラウンドの交渉

第二節 農業協定の受益国と損害国

結論

はじめに

国際社会では、「発展途上国⁽¹⁾（以下、途上国と略する）の経済問題」は常に多大な論争を招く課題である。そして、国際貿易において、「貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度かつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保・・・」することを目的とし、最恵国待遇原則を堅持していた四七年の関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade、以下、ガットと略する）は、七〇年代において、先進国と途上国との間の経済格差を是正するために一般特惠制度を認めるに至った。にもかかわらず、ガットは「先進国グループ」と批判されてきた。また、九五年に、ガットに代わるものとして設立された世界貿易機関（World Trade Organization、以下、WTOと略する）は、その前文において、「成長する国際貿易において開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため、積極的に努力する必要があることを認める」と明言し、途上国の経済問題を明確にとりあげることが再確認している。しかしながら、WTOの新ラウンドに向けた「シアトル閣僚会議」が、先進国と途上国との間の決裂により失敗に終わったと言われている。従来「途上国の経済問題」は、このような「先進国と途上国との利害対立」の観点から論じられることが多い⁽²⁾。しかし、こうした観点のみではガット及びWTOにおける途上国の位置の変化を説明しきれない。

そこで、本稿では、農業貿易に焦点をあて、この分野におけるガット／WTOの内在的制約を分析し、ガット／WTOにおける「途上国グループ」と「先進国グループ」それぞれの内部・相互の利害対立、さらに個別の先進国と途上国との間の特惠関係を明らかにするとともに、そこでの途上国の位置の変化がもつ意義について論じよう

思う。

そこで、本稿ではまず、ガットにおける途上国の位置づけを解明し、次にその位置づけを変えようとする途上国の行動を論述したのち、最後にWTOにおける途上国の分化をめぐる問題点を掘り下げてみたい。

注

(1) ガット/WTO諸協定の日本語の公定訳では、「低開発締約国、開発途上加盟国」という用語を使用しているが、本稿では、自ら発展していくという意味で、「発展途上国」の用語を使用する。ガット/WTOにおいて、「発展途上国」に関する統一した基準は存在しないことに注意するべきである。一九四七年のガットは、発展途上締約国に関する定義を明確に規定していないが、一八条（経済開発に対する政府の援助）においては、「締約国は、この協定の目的の達成が、締約国、特に経済が低生活水準を維持することができるとすぎず、かつ、開発の初期の段階にある締約国の経済の漸進的開発により容易にされることを認める」と定める（線引き著者）。また、本稿では、この条項に述べたこうした締約国を発展途上国とする（以降途上国と略す）。

(2) Robert. E. Hudec, *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy*, Second Edition, Butterworth Legal Publishers, 1990. (hereinafter Hudec, *Developing Countries*); Diana Tussie, *The Less Developed Countries and The World Trading System A Challenge to the GATT*, 1987 (hereinafter Tussie, *The Less Developed Countries*); Abdulqawi Yusuf, *Legal Aspects of Trade Preferences for Developing States A Study in the Influence of Development Needs on the Evolution of International Law*, Martinus Nijhoff Publishers, 1982 (hereinafter Yusuf, *Legal Aspects*); 佐分晴夫「ガットと途上国」、『国際法外交雑誌』八二巻二号（以下佐分「ガットと途上国」と略する）；柳赫秀「WTOと途上国―途上国の「体制内化」の経緯と意義―」、『貿易と関税』一九九八年七月号、一〇月号。

第一章 ガットにおける途上国の位置づけ

第一節 伝統的・個別的特恵制度

貿易差別の撤廃、自由貿易の促進を通じて締約国の経済発展に貢献することを目的としたガットは、最恵国待遇原則をその根本的な柱にしていた。⁽¹⁾この原則に基づき、各ラウンドの交渉による関税引き下げが、締約国の産品に対し平等に適用される結果、自由貿易が拡大されることとなる。一方、ガットはこの原則に対して次のような例外を認めている。

まず、ガット一条二・四項は、締約国間の貿易差別の例外(伝統的特恵)を認めている。これは先進国と旧植民地地域との既存の特恵制度の存続を示すものであり、アメリカとイギリス、フランス等による妥協の産物であった。⁽²⁾

次に、ガット二五条五項に定める義務免除の下で締結された二国間の特恵待遇(以降個別的特恵と言ふ)である。その最初の事例が、四八年にアメリカが太平洋諸島の輸出産品に提供した無関税待遇がある。⁽³⁾その後、五二年にリビアの特定輸出産品に対するイタリアの無関税待遇、⁽⁴⁾五三年にバブアニューギニアの諸輸出産品に対するオーストラリアの無関税待遇が認められ、⁽⁵⁾五五年に英国の従属地域に対する待遇、⁽⁶⁾六〇年にはフランスの対モロッコ輸出品、及びイタリアの対ソマリア輸出品特恵が締約国間によって認められた。⁽⁷⁾これらの義務免除はすべて、受益国の経済発展に貢献することを根拠にするものであった。

その他に、ガット二四条に定める自由貿易地域及び関税同盟がある。EECは自らの共同体がこの条項に当てはまることを主張した。⁽⁸⁾この条項自体は、特恵制度に関する規定ではない。但し、五七年にフランス及びベルギーが

EECの構成国になる際に、それぞれの旧植民地国との特惠関係とEEC通商関係との整合性が問題となった。⁽⁹⁾この問題はEEC設立条約「海外の国及び地域の連合」という第四部の中で処理され、その結果次のように定められた。すなわち、この連合関係の目的は、連合諸国の経済的・社会的発展を促進すること、及びこれらの国及び地域と共同全体との間に緊密な経済関係を樹立することにある。⁽¹⁰⁾通商関係については、EECの構成国に適用される原則が、連合諸国と地域にも適用される。また、連合内の関税については、EECの構成国に輸出される連合諸国の産品は無関税の待遇を受けることができる。他方、連合諸国は、構成国の輸出産品に対し、自国の発展と工業化の必要に応じるため関税を徴収し、又は自国の予算の財源とするため財政的性格を有する関税を徴収することができる。⁽¹²⁾

このような連合諸国のEEC産品に対する課税を認めるこの連合体制は、二四条に定める自由貿易地域に該当するものではない。にもかかわらず、EECは、この体制が連合諸国の経済発展に貢献し、ガット一八条の目的に適合しているとし、二四条を援用し、この「連合諸国との連合特惠」をガットの最惠国待遇原則の例外として正当化しようとした。五七年にこの問題を扱う作業班が締約国団によって設置された。この場で、連合特惠の枠外の途上国は、連合体制がガット一条に定めていない、EECと連合諸国との新たな特惠関税ブロックづくりであると反対を示した。⁽¹³⁾すなわち、EEC市場にアクセスする途上国のうちで連合諸国の産品のみが無関税の待遇を受けることになり、これは途上国間の輸出産品の差別を意味し、ガットの規則に反するものである、と。

関税同盟のEECとこの連合諸国との自由貿易地域の形成について規定していないガットは、この問題を棚上げにした。⁽¹⁴⁾そして、この連合関係に基づき、六三年及び六九年に、ヤウンデ協定IとIIがEECとアフリカ連合諸国との間で締結された。

このように、伝統的特恵制度、個別的特恵及び連合特恵は（以下、伝統的特恵と述べる）ガットにおける関税ブ
ロックを生み出し、その枠外の締約国とりわけ途上国の、全体又は個別の輸出産品を差別的に扱うのである。こ
にまた、枠内の途上国と枠外の途上国との間に利害の対立が現れている。

注

- (1) 一九四七年のガット一条を参照。
- (2) See John H. Jackson, *Restructuring the GATT System*, The Royal Institute of International Affairs, 1990 (hereinafter Jackson, *Restructuring the GATT System*); Yusuf, *Legal Aspects*, 佐分「サミット途上国」。
- (3) *Basic Instruments and Selected Documents*, 1st Supplement (hereinafter *BISD*), pp.14-17.
- (4) *BISD*, 2S., pp.10-11.
- (5) *Ibid.*, 2S., pp.93-95.
- (6) *BISD*, 3S., pp.21-24
- (7) *BISD*, 9S., pp.39-42.
- (8) *BISD*, 6S., p.68.
- (9) See Treaty Establish the European Economic Community, March 25, 1957, 298 U.N.T.S., p.4, arts. 131-136 and annex IV.
- (10) *Ibid.*, art.131.
- (11) *Ibid.*, art.132.
- (12) *Ibid.*, art.133.

- (13) セイロンは次のような意見を示した。連合関係は二四条八項 (b) (自由貿易地域に関する規定) の規定に従わず、E E C と連合諸国との間に「関税その他の制限的通商規則を廃止」せず、ガット一八条に基づく制限は自由貿易地域に適用しないことである。BISD, 6S., p.93; See also John. H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT*, 1969, p.609; Yusuf, *Legal Aspects*, pp.53-54.
- (14) BISD, 6S., pp.104-107.

第二節 ガットにおける先進国の保護政策

ガットは、自由貿易の目的を達成するために最恵国待遇等の基本原則を適用する一方、締約国間の商品の輸出入を阻害するすべての関税外措置を基本的に禁じている。例えば、数量制限の措置はガット一一条⁽¹⁾によって一般的に禁じられる。ただし、農産品については、一一条二項 (c) は、次のように国内の農産品の管理、提供などを目的とする政府の措置に対し輸入の数量制限を認めている。すなわち、「農業又は漁業の産品に対して輸入の形式のいかんを問わず課せられる輸入制限で、次のことを目的とする政府の措置の実施のために必要なもの

(i) 販売若しくは生産を許された同種の国内産品の数量又は、同種の産品の実質的な国内生産がないときは当該輸入産品をもって直接に代替することができる国内産品の数量を制限すること

(ii) 同種の国内産品の一時的な過剰又は、同種の産品の実質的な国内生産がないときは、当該輸入産品をもって直接に代替することができる国内産品の一時的な過剰を、無償又は現行の市場価格より低い価格で一定の国内消費者に提供することにより、除去すること

(iii) 生産の全部又は大部分を輸入産品に依存する動物産品について、当該輸入産品の国内生産が比較的わずかなものである場合に、その生産許可量を制限すること。」

このように、ガットはすべての産品に対して自由貿易原則を適用しているわけではない。また、ガットが発足してまもなく、先進国は国内農業を保護しようとした。その典型的な事例はアメリカとEECの農業政策である。アメリカでは三三年に農業調整法 (Agricultural Adjustment Act) が成立し、その二年後に第二二条が追加された⁽²⁾。これは、外国の一次産品がある条件で又は一定の数量でアメリカに輸入された結果、国内の農家プログラムが効果的に実施できなくなったり、そのプログラムの対象産品の数量が減少する場合には、行政府が輸入の数量制限、又は関税を越える特別課徴金の賦課を求めるものであった。実際に、この条項に基づき、小麦や、落花生、落花生油、オート麦、ライ麦、大麦等の農産品には輸入の数量制限が課された⁽³⁾。この措置はガット一一一条二項(c)に規定された例外の枠を越えるものであった。そして、五五年に締約国団は、ガット二五条に基づき、アメリカに対して農産品に関する広範な義務免除を認め、さらにその適用期限を定めず、毎年⁽⁴⁾の報告書を求めるのみであった。一方、EECは共通農業政策 (Common Agricultural Policy) 以下CAPと略する⁽⁵⁾に基づき、六十年代に可変課徴金 (variable levy) を適用していた。農産品のみならず、多くの輸入産品に適用された可変課徴金とは、国内目標価格 (internal target price) と世界市場価格の格差を埋めるに必要なだけ賦課される変更可能な関税である。

このように、主要な先進国が採用した農業保護政策は、国際農業貿易の拡大への歯止めとなった。これらの貿易問題及びその解決方法を検討するため、五七年に締約国団が設置した「貿易問題を検討する専門家委員会」⁽⁶⁾は、五八年に「国際貿易の傾向」 (Trend in International Trade) という報告書 (ハーバラ・レポート) を提出した。この報告書は、先進国の農業保護政策の下で実施される措置を次のようにあげて、それぞれの農業貿易に対する影響を指

摘した。⁽⁷⁾すなわち、①輸入関税、輸入数量制限、国家貿易、複数为替レート、輸入原料使用比率の強制、輸出国と
の間の協定などの直接的輸入制限措置である。これらの措置は、輸入産品の価格を引き上げることになる。②輸出
補助金、複数为替レート、輸出産業への特別免税、国家貿易等の輸出を直接奨励する措置である。これらは、競争
相手国に不利な価格メカニズムを与える効果がある。③生産補助金、税制上の優遇措置、肥料及び種子等への補助
金、特別有利な条件による融資等は国内生産を直接奨励する措置である。

ガットは、この報告書の指摘する問題、特に途上国の農業貿易の抑制・歪曲の問題に対応する形で、五九年に途
上国の貿易問題を扱う「第三委員会」を設置した。⁽⁸⁾この委員会では、コーヒー、ココア、茶、綿花、綿製品、ジュ
ート製品、植物油、タバコ、木材等、途上国の輸出にとって特に重要な品目について検討した。その結果、先進国
による次のような農業保護措置が途上国の輸出を阻害していることが明らかになった。⁽⁹⁾第一に、関税措置である。

途上国の輸出産品は、全体として、先進国のそれより高い関税率が賦課されている。さらに、先進国は途上国間を
区別し、原産地及び加工程度に基づき、関税を差別的に適用している。原産地原則による関税率の差別とは、アフ
リカ連合諸国の原産品がE E Cに輸出されるときに、その枠外の途上国の同種産品より低関税を課せられるとい
ことである。また、加工程度による関税の差別とは、未加工の産品（原料の形式）より加工品の方が高い関税を課
せられるということである。その結果、途上国の加工品の輸出が阻害されることになった。第二に、輸入数量制限
である。途上国の主な輸出産品である野菜種子、油、コーヒー、タバコ、熱帯木材等に対する数量制限は先進国間
の共通した措置である。第三に、内国税及び財政関税である。先進国に輸出される途上国の産品は、輸入価格の割
合で算定される高い内国税を賦課され、これによって、途上国の輸出の競争力が低落している。第四に、その他の
国家貿易、生産補助金制度である。

このように、先進国はガットの初期段階から自由貿易を主張しつつ、その一方でガット規則を骨抜きにする方法によって自国の農業を保護してきた。その結果、途上国の競争可能な農産品は自由貿易による比較優位の利益が阻害されることになったのである。他方、保護主義を採用するE E Cと連合している途上国は、その枠組みから除外されている途上国よりも有利な待遇を受けていることは明らかである。このような先進国による差別的な政策は、途上国間に利害の対立を発生させる芽になったと考えられる。

次に、先進国の保護政策を批判する途上国の行動、及びこのグループ内の利益の矛盾を考察してみよう。

注

- (1) 一九四七年のガット二一条一項は次のようである。「締約国は、他の締約国の領域の産品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、割当によると、輸入又は輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない。」
- (2) See Elmer L. Menzie, "Special United States Restriction on Imports of Agricultural Products", *XL Journal of Farm Economic* 5, December 1963, pp.1002-1006; Varden Fuller and Elmer L. Menzie, "Trade Liberalization vs. Agriculture Import Restriction", *XLVI Journal of Farm Economic* 1, February 1964, pp.20-38.
- (3) Kenneth W. Dam, *The GATT: Law and the International Economic Organization*, The University of Chicago Press, 1970, p.260, footnote 7 (hereinafter Dam, *The GATT*).
- (4) GATT, United States request for waiver in connection with section 22 of the Agriculture Adjustment Act, *L/315*, 1955; *BISD*, 35., pp.32-38.

- (5) See K. Dam, "The European Common Market in Agriculture", *LXVII Columbia Law Review*, 1967, pp.209-265.
BISD, 65., p.18.
 (6) *BISD*, 65., p.18.
 (7) Trend in International Trade, A Report by a Panel of Experts, Geneva, GATT, 1958.
BISD, 105., pp.185-186,
 (8) *BISD*, 105., pp.185-186,
 (9) *BISD*, 155., p.215.

第二章 ガットにおける途上国の行動 (一)

第一節 実行計画

途上国の貿易拡大に関する「第三委員会」の報告では、途上国の農産品の輸出を阻害する措置を明らかにし、こうした措置の撤回を呼びかけた。しかし、この呼びかけは、こうした措置を採用している先進国が応じなかったため、結果を得られないままに終わった。そこで、二一の途上国は、六三年のガットの閣僚会議において、その貿易問題を扱う「実行計画」(Action Programme)を提出した。興味深いことに、この実行計画を求めるこれらの途上国の中には、EECから連合特惠を受けるいかなる国も含まれていなかった。この案には、次のような措置が挙げられていた。⁽²⁾

①途上国の輸出に対し、先進国は新しい関税又は関税外措置を設けないこと、②途上国の輸出産品に適用するすべての数量制限の一年以内の撤廃、③六四年以降、熱帯産品に対する関税の撤回、④途上国の主な輸出

産品に対する関税引き下げ、⑤途上国の半製品に対する輸入関税措置の制限及び削除…三年以内に、関税の50%以上の引き下げの計画の作成、⑥内国税の引き下げ、⑦これらの点につき、毎年報告をすること、⑧途上国の経済の多様化、輸出能力の強化、輸出収入の拡大を促進する他の適切な措置をとるよう締約国団が緊急に検討すること。

このように途上国は、この案を通じて自らが直面している貿易問題を訴え、ガットによる救済を求めた。しかし、先進国はこの案に対して、消極的な態度をとった。EECは、途上国の輸出拡大のためには、より積極的な措置が必要であるという理由で、この計画を支持しなかった。EECがこのような態度をとった理由としては、この案が連合諸国に与える影響を懸念したからであるとの指摘がある⁽³⁾。また、他の先進国は、「実行計画」の多くの点を留保していた⁽⁴⁾。

以上のように、この案に関して先進国と途上国との間で意見が異なるが、六三年の閣僚会議では、この案が認められ、実行委員会が設置された。興味深いことに、この委員会はその報告書の中で、EECから連合特惠を受けている途上国、及び英連邦の特恵を受けている途上国とその枠外の途上国との間の利害対立は、対熱帯産品の関税引き下げが困難な状況に陥った一つの原因であると指摘している⁽⁵⁾。

注

(1) その二カ国とはアルゼンチン、ビルマ、ブラジル、カンボジア、セイロン、キューバ、チリ、ナイジェリア、マラヤ連邦、ガーナ、ハイチ、インド、インドネシア、イスラエル、パキスタン、ペルー、アラビア、タンガニーカ、チュニジア、ウルグアイ、ユーゴスラヴィアである Tussie, *The Less Developed Countries*, p.27.

(2) *BISD*, 12S., p.36.

- (3) Dam, *The GATT*, p.235.
 (4) *BISD*, 12S., p.38.
 Ibid., p.102.

第二節 UNCTAD—特惠制度への対応⁽¹⁾

以上みてきたように途上国全体は、先進国の農業保護政策によって農産品の輸出が阻害されていると言える。さらに、伝統的特恵によつては、その枠組みから排除される途上国の農産品が差別されるという問題が生じている。ガットは、この問題を効果的に解決することができなかった。そこで、六十年代の半ばから、幾つかの途上国は国連の場でこの貿易問題の改善を提案した。例えば、六一年の国連第一六回総会決議一七一〇(XVI)では、途上国の開発戦略として「国連開発の一〇年」(United Nations Decade for Development)が採択され、そのなかで六十年代における途上国の経済成長率の目標を年率5%とし、それとともに、農産品の価格安定、市場アクセスの拡大等についても考慮しなければならないとした。⁽²⁾また、六二年の第三四回国連経済社会理事会(Economic and Social Council)は、途上国の強い要請を背景に、ガット貿易体制を批判し、途上国の貿易と開発とを促進するために、ガットに代わる国連主催の会議の開催を提案する「カイロ宣言」を採択した。⁽³⁾途上国側の批判とは、ガットが締約国の経済発展の格差を考慮せずに、最恵国待遇の原則に基づいて締約国の産品を平等に扱おうとするが、これは実際には形式的な平等にすぎないというものであった。特に、ラテンアメリカ諸国は、少数の途上国のみに適用される既存の特

恵制度は、途上国間を差別するものであると指摘した上で、実質的な平等を具現するために、ガットが先進国と途上国との発展格差を認め、後者に対し、非相互的・無差別的な一般特惠制度（General System of Preferences、以降GSPと略す）を与えるべきであり、伝統的特惠を漸進的にこの新しい特惠制度に吸収させる事を提案していた⁽⁴⁾。六二年の国連第一七回総会において、以上の途上国の提案は、国連貿易開発会議を開催する決議一七八五として採択され⁽⁵⁾、この作業を促進するために三二カ国からなる準備委員会が設置された。この準備委員会は、六三年一月、同年五月及び翌年二月に開催された三回の会合を通じて、貿易開発憲章、先進国の農産品貿易障壁の撤廃、国際商品協定の締結及び特惠の供与等の途上国経済に関する広範な問題を検討した⁽⁶⁾。その結果、六四年に国連貿易開発会議（United Nations Conference of Trade and Development、以降UNCTADと略す⁽⁷⁾）の第一回が開催され、途上国のGSP提案を検討することになった。先進国は、この提案に対し消極的な態度を示した。例えば、アメリカは最恵国待遇原則を堅持するべきであるという立場でガットによる貿易秩序を壊すことに反対した。イギリスは英連邦特惠の全途上国への拡大ならば受け入れるとした。また、フランスは自国が現に供与している連合諸国への特惠を前提にして、国別、品目別に特惠を提供するべきことを主張した⁽⁸⁾。フランスのこの案は、既に六三年の閣僚会議においてベルギーから出されていた。ベルギーの案は次のようなものであった⁽⁹⁾。①選択的・一時的な特惠は、途上国の工業品を対象にし、一つ又は二つの締約国が共同実行の諸締約国との間の交渉に基づき、供与される。②特惠に関する交渉は、途上国の工業品の輸出競争、市場攪乱及び特惠の期限、水準の問題について行われる。この案はEECから連合特惠を受ける国に支持された。UNCTADにおいてこのような対立があったため、特惠に関する具体的合意を得ることはできなかった。

こうしたUNCTADでの行動及び議論を受け、六四年にガットにおいて、貿易開発委員会が設けられた。この

委員会の下での作業班では、途上国全体への特惠に関する議論が引き続き行われた。⁽¹⁾ 例えば、インド及びアラブ連合は次のような共同提案を提出した。⁽²⁾ すなわち、①製品及び半製品の輸出拡大は途上国の経済発展を促進するという観点から、締約国は一定の手続にしたがって、途上国の産品に特惠待遇を与えることができること、②この特惠は、すべての途上国から産出される類似の産品に自動的かつ無条件に与えられなければならないこと、③この特惠実施に関する一定の問題を扱う常設委員会を設置すること等を、貿易と開発というガット第四部に挿入するべきであること。

この案について、途上国は、それぞれ異なる態度を示した。⁽³⁾ 例えば、アルゼンチン、ブラジル、ジャマイカ、ウルグアイはこの案を支持し、チリは特惠の無条件の供与を強調した。また、ナイジェリアは途上国の経済発展の段階を考慮する立場から、一定の発展段階に達した途上国に対して特惠待遇を付与するべきではないと主張した。一方で、ローデシアは義務免除に基づく個別的特恵がこの案によって阻害されるべきではないとした。カメルーンは、農産品輸出の立場から、製品、半製品に一次産品を加えることを主張し、またEECとの連合協定により特惠を受けているという立場から、新しい特惠が既存の特惠に取り代わってはならないと主張した。カメルーンが主張する後者の点に対して、アラブ連合は、第一回UNCTADで採択された最終議定書の、発展に資する国際貿易関係及び貿易政策を規制する第八原則に定めた、先進国の途上国への非相互主義的一般特惠待遇の供与という原則に基づき、共同提案を正当化した。また、インドは、途上国への無差別の特惠供与勧告がUNCTAD第二委員会ですべての途上国により合意されていることを指摘したのである。

このように、UNCTADで一応統一されるに至った途上国の特惠に関する主張も、各途上国の置かれた立場の違いにより矛盾を含んでいたのである。⁽⁴⁾ こうした案に対して、先進国は従来と変わらない反対の立場をとった。

このような状況を背景にして、オーストラリアは自ら相互主義を求めず、特定の途上国の約六〇品目の製品及び半製品に対して特惠を供与することを提案し、締約国団に対してガット二五条五項に基づく義務免除を求めた。この問題を検討した作業班では、次のような問題が指摘された。①特定の品目に関して特定の国が除外されていること、②途上国間の発展段階の違いを考慮するべきこと、③提案された特惠が既存の特惠より控え目であること、④製品半製品だけではなく、すべての産品に適用されるべきこと、⑤その利益は最惠国待遇の原則に基づき与えられ得ることなどである。にもかかわらず、六六年に締約国団はすべての締約国の生活水準を高め、経済を進展させるというガットの目的が途上国にとって特に緊急であることに注目した上で、オーストラリア政府の特惠提案がこの目的達成を容易にするものであるという理由で、義務免除を承認した。¹⁴⁾

このことを背景に、翌年四月に米州機構（Organization of American States・OAS）会議において、アメリカはこれまでのGSPへの政策転換を示した。¹⁵⁾ アメリカによれば、特惠は非相互・無差別でなければならず、かつ、逆特惠を認めている国には与えられないとのことである。この主張にはその背後にEECの既存の特惠を撤廃させたいという意図があると指摘された。¹⁶⁾ つまり、無差別の原則により先進国が途上国を差別せずに一般的特惠を付与することになるから、これまでのEECの市場における連合特惠が機能し得なくなり、他方連合諸国の市場におけるEEC構成国への逆特惠は、非相互の原則によって撤廃される。従って、EECの特惠制度は、枠外の途上国及び先進国（特に競争相手であるラテンアメリカ諸国及びアメリカ）を差別するという効果を失うことになる。

アメリカのこの政策転換をうけ、六八年に開催された第二回のUNCTADにおいて、GSPに対する先進国の立場に変化が見られた。今まで反対を堅持していた先進国が、一時的・一般的特惠の供与が途上国の輸出収入を拡大させ、経済発展のためになると認めただのである。しかしながら、これは原則的なレベルではなく、あくまで実用

的なレベルでの承認であった。これに対し途上国は、原則的特恵の承認を主張した。このように、先進国と途上国との間に特惠制度の法的性質に関する意見対立が存在していたにもかかわらず、GSPの早期導入ということが承認された。その後、特惠特別委員会により、「合意された結論」が採択され、ガット事務局はこの結論を受けて、七一年に、二五条に基づく義務免除によって最恵国待遇と特惠との矛盾を調整し、その結果、途上国に対するGSPは、一〇年間の期限で先進国の好意によって与えられるものになった。⁽¹⁸⁾

注

- (1) 特惠制度については、佐分晴夫「ガットと途上国」；Yusuf, *Legal Aspects, Dam, The GATT*, pp.247-255 参照。
- (2) A/RES/1710 (XVI)
- (3) UN Doc. A/5162, 浦野起中編著『第三世界国際関係資料集—第三世界と国際協力—』、一九七六年一月、一三三—一三九頁。
- (4) 外務省編著『連貿易開発会議の研究』、一九六四年、七五頁；村瀬信也「特惠制度の展開と多边的最恵国原則」『立教法学』一五号四五—五一頁。
- (5) A/RES/1785 (XVII).
- (6) ECOSOC/RES/917 (X X X IV), Cordover, "The Making of UNCTAD, Institutional background and legislative history", *I JWL*.
- (7) Ibid.; 齊藤高宏著『農産物貿易と国際協定—相互依存経済への模索—』御茶の水書房、一九七九年、一七三—一八四頁。
- (8) See UNCTAD, *Report of the Special Committee on Preferences*, Annex B, TD/B/C.2/1/Add.1, 1965, p.68.
- (9) *BISD*, 12S., pp.39-40.
- (10) *BISD*, 13S., pp.100-105.

- (11) *Ibid.*, para.4,p.100.
- (12) *Ibid.*, para.4-10, pp.100-102.
- (13) 佐分晴夫「ガットと途上国」五〇頁。
- (14) *BISD*, 14S., p.23, pp.162-177.
- (15) 佐分晴夫「権利の形成と発展（国際法の領域から）」『法社会学』第三九号四〇頁。
- (16) 佐分晴夫「ガットと途上国」四八―五三頁。
- (17) *UNCTAD/RES/21*.
- (18) *BISD*, 18S., pp.24-26.

第三節 東京ラウンド⁽¹⁾

七一年の通貨危機とそれが国際貿易に与えた影響を背景に、アメリカ、日本及びE E Cは、ガットにおける多角の貿易交渉の開催を七二年に合意し、このラウンドの開催は、七三年の東京での閣僚会議宣言により正式に決定した。このラウンドにおいて、途上国の取扱いや農業の交渉が、重要な論点となっていた。⁽²⁾ここでは、まず途上国の取扱を考察し、次に熱帯産品の交渉を分析し、最後に農業交渉を見てみよう。

一 途上国の取扱

途上国は、七二年の貿易開発委員会で、途上国のラウンドへの参加条件として次のような事柄をあげている。すなわち、①交渉には、準備段階を含めたすべての段階で、途上国は完全にかつ積極的に参加すること、②交渉は参加国に利益をもたらすものでなければならぬこと、③交渉の基本原則は、ガット第四部の諸原則を十分に反映していなければならず、そのためには非相互的、無差別的、一般特惠が重要であること、と。⁽³⁾

これを受けて、七三年の貿易開発委員会で議論が次のように展開された。まず、多角的交渉の目的は、途上国の経済的、社会的発展を促進し、新しい国際分業を確立すること、及び途上国に追加的利益をもたらすことにある。そして、その交渉過程で、途上国に対するGSPがガットの中に原則として明確に設定され、この特惠待遇が関税外の分野にも適用されるべきである。これに対して、先進国は消極的な立場を示した。まず交渉の目的については、事前に精細に設定することが困難であること、また、GSPは一方的なもので、法的な義務はなく、関税分野にとどめるべきである、とした。⁽⁵⁾

こうした対立の中で、七三年の閣僚会議宣言では、東京ラウンドの交渉目的として、世界貿易の拡大と自由化及び世界人民の生活水準と福祉の向上、並びに、途上国の貿易に対する利益拡大の保証があげられた。そして、交渉原則については、最恵国及びガットの関連条項を維持しながら、相互主義の原則にもとづいて交渉が行われなければならないと規定した。⁽⁶⁾

このように、交渉に先立つ議論の中で途上国は、GSPがガットの正式な原則として組み込まれることが東京ラウンドの場で議論されるよう働きかけた。しかし、七三年の閣僚会議宣言は、交渉の目的及び原則に関して、先進

国寄りのものとなった⁽⁷⁾。

そこで、七六年にブラジルは、多くの途上国の支持を受け、「枠組みグループ」設置を提案し、そのグループ内での検討対象としてGSPの法的性格と交渉原則をとりあげるべきであるとした⁽⁸⁾。すなわち、ガットの規定とりわけ最恵国との関連で、途上国に対する特別のかつ一層有利な待遇のための法的枠組み及び、今後の貿易交渉のためには、相互主義原則の適用可能性が検討されるべきとしたのである。

これを受けて、七九年に途上国に対する特別のかつ一層有利な待遇に関する決議いわゆる授權条項 (Enabling Clause) が締約国団によって採択された⁽⁹⁾。この条項は、次のように規定している。すなわち、ガットの一条にもかかわらず、締約国は途上国に対して、関税のみならず、関税外措置においても特別のかつ一層有利な待遇を与えることができる。それは、途上国間の取極、及び後発途上国に対する特別待遇にも適用される。ただし、この待遇は、他の締約国の貿易に対する障壁を拡大したり、不当な困難を与えてはならず、また最恵国ベースでの貿易障害の削減、除去の妨げになつてはならない。また、先進国は、途上国の貿易に対する関税その他の障害の削減交渉において、途上国の参加のために相互主義を期待しない。さらに、途上国からの強い反対にもかかわらず、次のような卒業条項 (Graduation Clause) の規定が導入された。すなわち、途上国は、その経済的漸進的發展と貿易状況の改善に伴い、ガットの規定と手続の下で譲許や交渉をしたり、相互に合意された行動をとる能力の向上が期待され、それによりガットの下での権利義務の枠組みへのより完全な参加が期待される、と。

このように、七一年に一〇年の期限で認められたGSPは、この条項によって期限を定めずに延長され、かつ関税外の措置にまで拡大された。しかし、途上国が求めていた、特惠の原則性に関するガットの修正は、依然として認められていない。その法的性格は最恵国待遇原則の例外であり、行使を先進国の善意に委ねるもので義務ではな

かった。そして、この例外的・一時的な性格は、卒業条項にも明確に反映されている。交渉原則についても、先進国の主張を支持する相互主義にもとづくものであった。

二 熱帯産品の交渉

途上国は、七三年の議論において、主要な輸出産品に対する公正な取引価格の確保や、先進国の市場への参入条件の改善、とりわけ農産品の輸出を妨げる関税措置及び数量制限を削減しよう主張した。そして、七三年の閣僚会議宣言で、熱帯産品が特別かつ優先の分野として取り扱われることに決定した。

これを受けて、熱帯産品に関する交渉グループが七五年に設けられ、ここで、熱帯産品の輸出に関する問題が確認された。¹⁰⁾それらは、先進国の関税措置、衛生検査基準などの関税外措置、内国税、数量制限、特に加工程度による関税エスカラーション、輸出国間を差別する関税待遇（伝統的特恵）などである。そして、交渉方式について途上国は、熱帯産品に対する関税及びその他の障害措置を削減することや、加工程度による関税エスカラーションを制限することなどを提案した。その他に、熱帯産品の価格を安定化し、先進国の市場に対するアクセス機会を改善するという観点から、特定の熱帯産品に関する協定を交渉する提案も出された。しかしながら、これらの提案のいずれも先進国には受け入れられなかった。最後に、七五年七月、このグループ交渉の会合において、従来のリクエスト／オフアアの方式の下での二国間交渉が適用された。¹¹⁾ここで、途上国は、熱帯産品のみならず、農産品、原料、鉱物、及び半製品も含む関税譲許に関するリクエストを提出した。これに対して、七七年の交渉において、EC、オーストラリア、ニュージーランド、スウェーデン、カナダ、日本などは、対熱帯産品のオフアアをするもの、

ラウンドの交渉全体が終了しない限り、そのオファーに拘束されることがないし、途上国がリクエストした他の産品については、農業交渉や関税交渉の結果を待つべきであるとした。また、アメリカはオファーを与える条件として、途上国も互恵的譲許を与えるべきであるとした。七七年以降にも、交渉が臨時に開かれたが、実のない状態のままであった。¹⁰²⁾

このように、熱帯産品の交渉が、途上国にとって重要な枠組みであるにもかかわらず、結果は得られなかった。そして、熱帯産品の交渉が特別かつ優先の分野であるという考えは、実際の交渉において反映されず、東京ラウンドの閣僚会議宣言の中にとどめられてしまった。

三 農業交渉

上述のようにガットにおいて、農産品は、自由貿易の例外として取り扱われ、E E C及びアメリカなど主要な先進国は、ガットの初期から農業保護政策を採用してきた。ただし、アメリカ政府は、七〇年代に入り、主要農産品に世界市場における競争力の向上が見られたため、自由貿易政策へと変更していった。¹⁰³⁾そして、アメリカの農産品の輸出の妨げになったE E Cの農業保護政策—C A Pを打ち破ることが、東京ラウンドの交渉におけるアメリカの最大の目的だったとも言われている。¹⁰⁴⁾このことは、東京ラウンドの交渉に先立つ議論及び交渉過程で明らかになった。

東京ラウンドの宣言が正式に決定される以前の七二年にアメリカは、農産品を工業産品と同様自由貿易原則の下で、関税引き下げや、関税外措置の交渉内で処理すべきであると主張した。これに対してE E Cは、農業問題をそ

の経済的・社会的性格の観点から個別グループで交渉するべきという考えをとった。⁽¹⁵⁾ こうした対立の中で、七三年の閣僚会議宣言では、農業の交渉目的として、この分野の特別な性格及び問題を考慮する交渉方法を包含する、という曖昧な取り決めがなされた。

このように、交渉以前の議論で、既にアメリカとE E Cの意見が対立しており、交渉の困難さが予見されている。

まず、七四年―七五年の交渉段階において、アメリカはC A Pを交渉対象にすることを意図し、関税や関税外措置など、農業品に対するすべての貿易障壁を検討するべきという立場に立った。これに対して、E E Cは、C A Pの基本方針及びその仕組みのいずれも交渉対象とはならず、さらに国際農業市場の安定性を確保する観点から、主要な農業品である穀物、食肉及び酪農産品に関する交渉を農業交渉に取り入れるべきであるという考えをとった。

こうした中で、七五年五月に両者の間に妥協が見られ、その結果、農業交渉が、穀物、食肉及び酪農産品の三つのグループに細分化され、他の特定の農業品に関する交渉は、リクエスト／オファーの形で二国間ベースで行われることが決められた。⁽¹⁶⁾ ただし、小麦に関しては、国際小麦理事會 (International Wheat Council・I W C) と平行して検討されることとなった。よって、七七年のガットの下の穀物交渉は、I W C に包摂されることになった。⁽¹⁷⁾ また、食肉及び酪農産品に関する交渉は、後に牛肉に関する取極及び国際酪農産品取極へと発展した。この両協定は、貿易条項を直接に規定するというより、締約国間の情報交換の促進を目的としている。牛肉に関する取極では、牛肉を輸出する途上国の追加的利益の確保及び所得水準の維持、改善をその目的としてとりあげ、そのためには、途上国に対する特別のかつ一層有利な待遇の付与について実行可能及び適当なものに限って考慮する、と一般的に規定した。また、国際酪農産品取極の中で、途上国に対する配慮として食糧援助を規定する他は、途上国の農業問題についていかなる規定も見られない。そして、二国間の交渉は、主にアメリカ、E E C、カナダ及び日本との交渉に

とどまった。¹⁹⁾

このように、農業交渉では、交渉自体がアメリカ及びEECなどの主要先進国に限られたため、途上国の農業貿易に関する問題に直接に触れることなく、有名無実な一般的規定として見送られた。これは、特定の農産品に関する二国間交渉にも見られる。すなわち、リクエスト／オファーにもとづく二国間ベースの交渉では、対象産品の主要な輸出入国である先進国のみがその交渉に参加できるのである。このような交渉方法が、途上国の利益を反映する形であるとは言えないであろう。

注

- (1) See, Gilbert R. Winham, *The International Trade and the Tokyo Round Negotiation*, Princeton University Press, 1986 (hereinafter Winham, *The International Trade*): 東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』日本関税協会、一九八〇年（以降『東京ラウンドの全貌』と略す）；佐分晴夫「ガットと途上国」五九—七〇頁；Gerald M. Meiert, "The Tokyo Round of multilateral Trade negotiations and the Developing Countries", *13 Cornell International Law Journal*, 1980；Bela Balassa, "The Tokyo Round and the Developing Countries", *13 JWT*；Tigani I. Ibrahim, "Developing Countries and the Tokyo Round", *14 JWT*；A. Yusuf, "Differential and More Favourable Treatment: The GATT Enabling Clause", *14 JWT*.
- (2) Report by the Director-General of GATT, *Tokyo Round of Multilateral Trade Negotiations* (hereinafter *GATT Report*), 1979, p.1.
- (3) *BISD*, 19S., p.23.
- (4) *BISD*, 20S., pp.51-67.
- (5) *BISD*, 19S., p.25 & 20S., pp.51-67.

- (6) *BISD*, 205, pp.19-22.
- (7) 佐分晴夫「サントメと途上国」六二頁。
- (8) *GATT Report*, pp.66-108.
- (9) *BISD*, 265, p.203.
- (10) *BISD*, 198, pp.26-28.
- (11) *BISD*, 205, pp.57-59, 79-94；東京ラウンドの全貌 二四四、二四五頁。
- (12) 『東京ラウンドの全貌』一四六―二五〇頁。
- (13) Peter G. Peterson, *The United States in the Changing World Economy*, Vol.1, *A Foreign Economic Perspective*, London: British-North American Research Association, 1971, p.30.
- (14) Roger Burbach, Patricia Flynn, *Agribusiness in the Americas*, Monthly Review Press, 1980 (hereinafter *Agribusiness*).
- (15) 『東京ラウンドの全貌』八九、九〇頁。
- (16) 『同上』九一・九四頁。
- (17) 『同上』九七頁。
- (18) *BISD*, 265, pp.84-115.
- (19) Winham, *The International Trade*, pp.248-252.

第四節 東京ラウンド以降の特恵実践

一 ロメ協定

前述のように、六三年及び六九年の両ヤウンデ協定が、連合特恵に関する規定の下で結ばれた。そして、イギリスが七二年にE E Cに加盟したことを契機に、英連邦旧植民地諸国（アジア諸国を除く）との特恵関係を、E E Cの特恵枠組みに整合させる必要性が生じてきた。⁽²⁾そこで、六九年のヤウンデ協定が終了した七五年にE E Cとアフリカ、カリブ及び太平洋地域の四六カ国（以降は、A C Pと略する）との間に五年間有効のロメ協定（ロメI）が締結された。⁽³⁾

ヤウンデ諸協定及びロメ協定⁽⁴⁾双方には、貿易に関する規定が含まれている。ヤウンデ諸協定の下で、E E Cとほとんどの連合諸国との間に個別の自由貿易協定⁽⁵⁾が締結された。こうした協定の下で連合諸国の産品がE E Cに無関税で輸出されるが、その見返りとして連合諸国はE E C諸国からの輸出産品を無関税としなければならない（逆特恵）。すなわち、このことは連合諸国に輸出される際に、ガット締約国の産品はE E C諸国のそれと差別されることを意味する。前述のように、アメリカは、この逆特恵に反対し、この逆特恵を供与する途上国をアメリカのG S Pの受益国から排除した。⁽⁶⁾

これに対して、七五年のロメ協定には、次のような特徴がある。第一に、同協定は、ガットの下でG S Pが認められたことを受けて、E E C諸国の輸入産品に対するA C Pの「逆特恵」の付与義務を排除した。⁽⁷⁾第二に、協定⁽⁸⁾第二編の下で、A C Pの一定の一次産品輸出から得られた収入の安定化を図ることを目的とする体制が設けられた。

すなわち、ACPは、一定の重要な一次産品の輸出収入が過去四年の実績を大幅に下回る等の諸条件を満たす場合に、EEC諸国から一定の資金が与えられることになった。⁽⁹⁾これは、資金を受ける対象産品の市場アクセスに直接関与しない賠償的な資金とされるが、実際にはロメ協定から除外される途上国はこれを受けることができず、その同種産品の差別を意味するものであった。第三に、輸出収入の安定化体制の一部として、EECのCAPの対象産品であるACPの砂糖については、数量割当や補助価格等、第三国の砂糖を差別するという、ACPにとっては有利な条件付きの取り決めが第三議定書の中で具現された。⁽¹⁰⁾第四に、協定第六議定書は、EEC市場に対するACPバナナの輸出促進を目的として、協定の締結時点及びそれより過去の実績に比べて不利でない市場アクセス条件を確保している。⁽¹¹⁾

ロメ協定は三回にわたって交渉されたが、その基本内容は維持されている。⁽¹²⁾ロメIIは八〇年、ロメIIIは八五年、及び二〇〇〇年二月まで有効とするロメIV⁽¹³⁾は八九年に締結された。特にロメIVの下では、ACPバナナのEEC市場に参入する機会の確保が一段と重視され、それを促進するために、第五議定書が設けられた。この議定書によって、EECはACPのバナナの市場アクセスの確保、その生産、輸出条件の改善、有利な待遇の付与、その実施に向けた適切な措置の適用を約束した。⁽¹⁴⁾

二 アメリカのカリブ海域経済復興法⁽¹⁵⁾

アメリカ政府は、自国に対するカリブ海域の経済的政治的影響を認識し、八二年にこの海域の経済回復のために、一方的な特惠を提供する「カリブ海域イニシアチブ」(Caribbean Basin Initiative)という提案を議会に提出した。八

三年に、この提案が「カリブ海域経済復興法」(Caribbean Basin Economic Recovery Act、以下、CBERAと略する)という名称で立法化され、八四年から一一年間を有効期限として発効した。⁽¹⁶⁾この法は次のような条件付きでカリブ諸国から輸出される主な産品に対し、非相互的、無関税の待遇を与えるものであった。⁽¹⁷⁾すなわち、①繊維製品や、原油、砂糖等、GSPの下で待遇を受ける産品は、対象産品から排除されること、②受益国は、国際貿易諸規則を実施し、米国からの輸出産品への市場アクセスを拡大し、外国の知的財産権の保護等がある程度まで実施すること、③ニカラグア等、共産圏の途上国がCBERAの受益国から排除されること。

八三年にアメリカは、締約国団に対して授権条項に基づき、ガット二五条による義務免除を求めた。その根拠は、CBERAが開発プログラムであり、貿易と関税の待遇、技術支援措置を通じてカリブ諸国の経済回復及び発展に貢献するということにあった。⁽¹⁸⁾

ところが、この義務免除を検討する作業班は、CBERAの法的性格に関して次のような問題を提起した。⁽¹⁹⁾まず、授権条項第二項により、途上国への特別待遇が一般的、非相互的、無差別のもでなければならないが、CBERAは特定の途上国のみで差別的に与えていること。次に、カリブ諸国の砂糖輸出に適用される数量制限が、ガット三六条一項(b)、四項及び五項(途上国の輸出収入となる輸出産品に対する最大の市場アクセスの拡大を求める)に適合していないこと。さらに、受益国に対し条件を設定するCBERAは、次のような授権条項5項に反すること。すなわち、途上国は、自らの発展、財政及び貿易のニーズに反するいかなる譲許の提供も求められてはならず、先進国はこれを求めてはならない。最後に、CBERAが政治的な理由でニカラグアに特惠待遇の供与を拒否することは、締約国の非経済的理由による貿易制限措置の適用の回避を内容とした八二年ガット閣僚会議宣言第七項(iii)に反すること。

EEC等幾つかの締約国も、この義務免除がガット二四条の規定から離脱する貿易地域を作り出す可能性を懸念した。²⁰⁾

このように、CBERAはGSPに基づく授權条項と実質的に適合せず、途上国間を差別する新たな特惠を生み出すものであった。²¹⁾そこで、八三年に締約国団はこの問題を解決するために、二五条五項に基づき、CBERAに対する最恵国待遇原則の義務免除を認めたのであった。²²⁾

注

- (1) Convention of Association between the European Economic Community and the Africa and Malagasy States Associated with that Community, Jul. 20, 1963, 2 *I.L.M.*, p.971 (1963); Convention of Association between the European Economic Community and the Africa and Malagasy States Associated with that Community, July 29, 1969, 9 *I.L.M.*, 1970, p.484.
- (2) Treaty Concerning the Accession of Denmark, Ireland, and the United Kingdom of Britain and Northern Ireland to the European Economic Community and to the European Atomic Energy Community, Jan. 22, 1972, *O.J.SPECT.ED.5*, 1972.
- (3) ACP-EEC Convention of Lome, (Lome I) Feb. 28, 1975, 14 *I.L.M.*, 1975, p.595.
- (4) 高島忠義著『ロメ協定と開発の国際法』成文堂一九九一年三月「Claude Cheyson, "The Lome Agreement: Co-operation Rather than Confrontation", 9 *JWT* 6, 1975 (hereinafter Claude Cheyson, *The Lome Agreement*), Cosgrove Twitchett, *Europe and Africa: from association to partnership*, Saxon House, 1978, Carol Cosgrove-Sacks, *The European Union and Developing Countries The Challenges of Globalization*, Macmillan Press Ltd, 1999 (hereinafter Carol Cosgrove-Sacks) 参照。
- (5) 六三年のヤウメンテ協定三條二項は次のように定めらる。"...each Associated State may retain or introduce customs duties and charges

- having an effect equivalent to such duties which correspond to its development needs or its industrialization requirements or which are intended to contribute to it budgets".
- (6) Claude Cheysson, *The Lome Agreement*, p.698.
- (7) 七五年のロメ協定七条一項は次のように定めらる。"In view of their present development needs, the ACP States shall not be required, for the duration of this Convention, to assume, in respect of imports of products originating in the Community, obligations corresponding to the commitments entered into by the Community in respect of imports of the products originating in the ACP States, under this Chapter".
- (8) 七五年のロメ協定一六条は次のように定めらる。"With the aim of remedying the harmful effects of the instability of export earnings and of thereby enabling ACP States to achieve the stability, profitability and sustained growth of their Economies, the Community shall implement a system for guaranteeing the stabilization of earnings from exports by the ACP States to the Community of certain products on which their economies are dependent and which are affected by fluctuations in price and/or quantity". *14 I.L.M.*, 1975, p.609.
- (9) *Ibid.*, art.18.
- (10) 七五年のロメ協定第三議定書(ACP砂糖) 一条は次のように定めらる。"The Community undertakes for an indefinite period to purchase and import, at guaranteed prices, specific quantities of cane sugar, raw or white, which originated in the ACP States and which these States undertake to deliver to it". Art.5.3 provided that "The Community undertakes to purchase, at the guaranteed price, quantities of white or raw sugar, within agreed quantities, which cannot be marketed in the Community at the price equivalent to or in excess of the guaranteed price". *14 I.L.M.*, 1975, p.636.
- (11) 七五年のロメ協定第六議定書(ACPバナナ) は次のように定めらる。"As regards it exports of banana to the EEC, no ACP State will be placed, as regards access to the markets and market advantages, in a less favourable situation than in the past of at present". *14 I.L.M.*, 1975, p.640.

- (1) See Carol Cosgrove-Sacks.
- (2) Second ACP-EEC Convention of Lome, Oct. 31, 1979, 1980, *19 I.L.M.*, 1980, p.327; Third ACP-EEC Convention of Lome, DEC. 8, 1984, *24 I.L.M.*, 1985, p.571; Fourth ACP-EEC Convention of Lome, DEC 15, 1989, *29 I.L.M.*, 1990, p.783.
- (3) 口×IV 禁止糖漿輸入(二十)の通文書案の成立経緯等。“The Community and the ACP States agree to the objectives of improving the conditions under which the ACP States’ bananas are produced and marketed and of continuing the advantages enjoyed by traditional suppliers in accordance with the undertakings of Article I of this Protocol and agree that appropriate measures shall be taken for their implementation.”, *29 I.L.M.*, 1990, p.897.
- (4) See, W. Charles Sawyer, “Caribbean Basin Economic Recovery Act Export Expansion Effects”, *20 J.W.T.*, 1986, Wolfgang Benedek, “The Caribbean Basin Economic Recovery Act: A New Type of Preference in GATT?”, *20 J.W.T.*, 1986 (hereinafter Wolfgang Benedek).
- (5) United States: Caribbean Basin Economic Recovery Act [August 5, 1983], *22 I.L.M.*, 1983, pp.1381-1388.
- (6) *Ibid.*, Sections 212-213.
- (7) *BISD*, 31S., p.20, L/5573.
- (8) See, Report of the working party on the United States Caribbean Basin Economic Recovery Act (CBERA), *BISD*, 31S., pp.180-198.
- (9) *Ibid.*, p.191.
- (10) Wolfgang Benedek, pp.38-41.
- (11) *BISD*, 31S., pp.20-23.

小括

以上みてきたように、自由貿易原則を本旨とするガットの、とりわけ農業分野における次のような内在的制約は、「先進国グループ」と「途上国グループ」との間の利害対立、並びに、それぞれの内部の矛盾を反映していると同様に、個別の先進国と途上国との利害関係を現すものと言えるだろう。

第一に、E.C、アメリカなどの主要な先進国がガットの初期から農業保護政策を堅持していたため、この自由貿易原則は、先進国の競争可能な工業品に適用されるにすぎず、途上国が主に輸出する農業品に適用されるものではなかった。先進国は農産品の競争を歪曲する国内助成、輸出補助金、関税外障壁などの措置で国内農業を保護しようとした。特に輸出補助金は、農業品の国際価格を下落させるため、途上国の農業品の輸出を阻害するにとどまらず、国内の農業生産自体を阻害し、食糧輸入依存の状況までもたらすこともある。これに対して途上国は、実施計画、改善提案及びラウンドの交渉など、様々な方法によって締約国団が途上国の深刻な問題に目を向けるように努力してきた。しかしながら、これらの行動は、当初期待されたほどの結果を得られないままに終わった。

第二に、最恵国待遇原則の多くの例外として認められている伝統的特恵は、先進国が特定の途上国に限って付与するものであるため、途上国間を差別的に取り扱うものとなり、特惠受益国（特にACP諸国）とそれ以外の途上国（特にラテンアメリカ諸国）との間に利害の矛盾・対立を必然的に生じさせることとなった。これは、上述の途上国の行動が失敗に終わった一つの原因でもあった。そこで、ラテンアメリカをはじめとする途上国は、国連の場ですべての途上国に対する無差別・非相互的特恵制度の提案を持ち出した。この途上国間の矛盾・対立の裏側には、アメリカ対E.C、いわゆる先進国間の対立がみられる。E.Cと連合諸国との関税ブロックを打ち破ろうとした

アメリカの政策は、GSPの実現につながるものとなった。しかしながら、これもまたガット一条の例外として処理され、先進国の善意による行使に頼る限定的なものでしかなかった。これに対して、東京ラウンドの場で途上国は、GSPがガットの正式な原則として組み込まれることを強く要求した。しかし、ラウンドで採択された授権条項では、これは依然として認められなかった。さらに、授権条項に取り込まれる卒業条項の下で、先進国はGSPの受益国を選択することができる。これは、アメリカがカリブ諸国に適用するCBERAに反映されていると言えよう。このように、伝統的特恵及びGSPがガットの中で並行して生きていたのである。

以上のように、ガットにおける「途上国グループ」と「先進国グループ」それぞれの内部・相互の利害対立、また個別先進国と途上諸国との特恵関係を、農業分野において考察してきたが、その中で、ガットにおける途上国の位置の変化が、次のように表面化してきていると言えよう。まず、ガットが発足してからまもなく、先進国が農業保護政策を堅持していた状況において、少数の途上国は、伝統的特恵を付与される形で特別に取り扱われていた。このような特恵は、個別国家の関係、あるいは、旧植民地関係の所産であったと言えよう。次に、六〇年代に入り、途上国は、以上の一連の行動により農業における自由貿易及び公正な取引を求めた。しかしながら、こうした行動はそれほどの結果が得られなかった。そこで、途上国、特に特恵の枠外のラテンアメリカ諸国は、国連の場で先進国との経済格差を是正するための、「途上国全体」に対する非相互的・一般的特恵制度（GSP）の実現を提案した。交渉の結果、GSPは最恵国待遇原則の例外として七一年にガットの中に取り入れられた。この特恵制度の性格は、伝統的特恵とは異なり、経済発展への貿易と輸出入の拡大という視点から、「途上国全体」に与えるものである。このように、GSPの実現によって途上国は、先進国から区別される、明確な位置を獲得できるようになった。

第三章 途上国の行動（二）——紛争解決申立——

ガット法の改善を求めつつ、その一方で、途上国は、紛争解決手続を通じて先進国との農業に関する貿易紛争を締約国団に付託し、救済を求めた。ここで、幾つかの事件を考察してみよう。

第一節 ウルグアイ事件

本件でウルグアイは、一五の先進国が主要な温帯産品の輸出に適用した五六七の貿易制限をめぐる紛争を六二年に紛争解決小委員会に対し申立をした。⁽¹⁾

それ以前の六一年九月、ガット理事会の会期中に、ウルグアイは、すでにこれらの貿易制限品目を提出し、締約国団が貿易制限を減少させるように、次のように提案している。「(a) ガットに反するすべての貿易制限の撤回、(b) 違法な貿易制限を隠しているすべてのウェーバーの停止、(c) 途上国の輸出に影響を与えるすべての制限の法的正当性に関する事務局の審議」。

この案が認められなかったため、ウルグアイは貿易制限をめぐるこの紛争を小委員会に付託したのであった。小委員会の紛争解決過程において、ウルグアイはE E CのC A Pをガットに適合させるよう小委員会の勧告を要請した。ウルグアイは、自らの輸出がこれらの貿易制限によって相当減少し、一般協定が想定している全般的な利益のバランスを享受することができなくなることを申立の理由にした。このような事態は、ガット二三条三項に規定する「利益の無効化又は侵害」にあたるというのである。締約国団は、この申立をとりあげた。ウルグアイは、小委

員会に対し当該措置のガット法上の合法性について勧告を下すよう要請したが、具体的な貿易制限に関する論議を拒否し、貿易障害となるいかなる証拠も出さなかった。⁽³⁾

こうした受動的な申立の態度は、個別の先進国からの反発を回避したいからだと説明されている。⁽⁴⁾ 結局、小委員会は、申立国が論証及び情報を提供していないため勧告をすることは不適切であると宣言し、当事国で妥当な解決を得るための協議をするよう勧告を下した。⁽⁵⁾ 締約国団は、ガット二三条三項に基づいて、この勧告を採択する際に、七つの被申立国に対し、ウルグアイの利益を侵害し、又は無効にしうる措置の撤回について検討するよう勧告を下し、六三年三月一日までにその実施に関する報告書を提出するよう求めた。⁽⁶⁾

六三年五月一六日にウルグアイは、締約国団に対して、七カ国の報告書を検討し、その勧告実施の程度 (degree) に関する判断を下すことを目的とする小委員会の設置を要請し、これは認められた。⁽⁷⁾ 今回の小委員会は、被申立国の勧告実施程度について判断を下すことが委員会に与えられた権限の範囲外であることを理由に、ウルグアイの要求を拒否した。⁽⁸⁾

六四年にウルグアイは、再び、勧告の実施を強制するよう、また六三年に小委員会が未だ審理していない輸入制限措置に対し勧告をするよう小委員会に要請したが、再びいかなる法的な根拠も示さなかった。⁽⁹⁾ 今回の小委員会は、勧告・裁定の実施強制に関するウルグアイの要請を拒否し、⁽¹¹⁾ また未審理の輸入制限については、二三条一項の定める手続に基づいて、当事国の間での協議がなされていないことを理由に、これを退けた。⁽¹²⁾ 結局、第一回の小委員会報告⁽¹³⁾と同様に、ウルグアイが被申立国との相互的・多様な協議を通じて妥当な解決を求める勧告内容となった。⁽¹⁴⁾

ガット／WTOにおける発展途上国の位置の変化（一）（シン）

註

- (1) GATT Document L/1647(1961), REPORT OF THE PANEL ON URUGUAYAN RECOURSE TO ARTICLE XXIII, L/1923-BISD, 11S., p.95 (hereinafter L/1923).
- (2) WTO Compilation.
- (3) L/1923, para.2.
- (4) Hudec, *Developing Countries*, p.240.
- (5) L/1923, para.12.
- (6) CONCILIATION, URUGUAYAN RECOURSE TO ARTICLE XXIII, L/2074-BISD, 13S., p.35, para.2 (hereinafter L/2074).
- (7) *Ibid.*, para.4.
- (8) *Ibid.*, para.6.
- (9) URUGUAYAN RECOURSE TO ARTICLE 23, L/2278-BISD, 13S., p.45 (hereinafter L/2278).
- (10) *Ibid.*, para.1.
- (11) *Ibid.*, para.3.
- (12) *Ibid.*, para.11.
- (13) L/1923, para.22.
- (14) L/2278, para.12.

第二節 ブラジル対E E Cの砂糖補助金事件

この事件の事実関係は、次のようである。E E Cは、C A Pの一環として、地域内の砂糖及びロメ協定の受益国の砂糖を対象に、砂糖輸出の拡大、輸出価格と世界市場価格との格差の是正を目的とする輸出補助金を付与していた。⁽²⁾七八年に、ブラジルはE E Cにこの輸出補助金について協議を要請したが、満足な結果が得られなかったため、同年、ブラジルは締約国団に小委員会の設置を要請した。ブラジルは、とりわけ次のように主張した。この補助金は「当該産品の世界輸出貿易における当該締約国の衡平な取分をこえて拡大するような方法で与えてはならない」というガット一六条三項⁽³⁾に反し、同条一項⁽⁴⁾に基づくブラジルの利益に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある。⁽⁵⁾

七九年に、締約国団はブラジルの申立をとりあげ、小委員会を設置した。同年に小委員会は以降の内容の報告を提出した。小委員会は、E E Cの輸出砂糖に付与した資金が一六条に規定する輸出補助金であり、この補助金措置は、砂糖の市場価格を下落させ、ガット一六条一項にいう「他の締約国の利益に重大な損害を与える」ことに当たると認定した。⁽⁷⁾しかし、小委員会はE E Cの輸出補助金が「当該産品の世界輸出貿易における当該国の衡平な取分をこえる」との結論を下すことはできなかった。なぜなら、申立国はE E Cの砂糖輸出の増加と申立国の砂糖輸出の減少との関係が証明されなかったからである。そこで、小委員会は申立国が提供した証拠ではE E Cの措置がガット一六条三項に違反することを立証しえないことを認定するにとどまった。⁽⁸⁾八〇年一月に、同報告は締約国団によって採択された。この事件において、E E Cはガットの規定に反していないとされたので、いかなる是正も求められなかった。

しかし、E E Cの砂糖への補助金問題は終了したわけではない。八二年にオーストラリア及び途上国の九カ国(ア

ルゼンチン、ブラジル、コロンビア、キューバ、ドミニカ、インド、ニカラグア、ペルー、フィリピン)は、こうした小委員会の認定に対して満足せず、ガット二三条一項に基づきE E Cに協議を要請したが、この協議も不調に終わった⁽⁹⁾。しかし、これらの九カ国はE E Cとの紛争を小委員会に申立なかった。おそらく、「ブラジル対E E Cの砂糖補助金」事件において、E E Cがガットの規定に反していないとされたので、今回も小委員会に付託しても解決されないとの認識があったものと考えられる。

注

- (1) EUROPEAN COMMUNITIES-REFUNDS ON EXPORTS OF SUGAR, COMPLAINT BY BRAZIL, L/5011-BISD, 27 S., p.69 (hereinafter L/5011).
- (2) *Ibid.*, para.3(a).
- (3) 一六条三項は次のように定める。すなわち、「…締約国は、一次産品の輸出補助金の許与を避けるように努めなければならない。ただし、締約国が自国の領域からの一次産品の輸出を増加するようないずれかの形式の補助金を直接又は間接に許与するときは、その補助金は、過去の代表的な期間における当該産品の世界輸出貿易におけるその締約国の取分及びこのような貿易に影響を与えたか又は与えると思われる特別の要因を考慮して、当該産品の世界輸出貿易における当該締約国の衡平な取分をこえて拡大するような方法で与えてはならない。」すなわち、この条項によつて締約国は、当該産品に対して補助金を与える際、「当該産品の世界輸出貿易における当該締約国の衡平な取分をこえて拡大するような方法で与えてはならない」とする。しかし、「衡平な取分」とはどのようなものであるか、明確な規定が存在していなかった。申立国は、問題となっている補助金がガット一六条三項に反することを主張するときに、当該補助金と世界の輸出貿易における被申立国の衡平な取分の拡大との

因果関係を立証しなければならないのである。

- (4) ガット一六条一項は、次のように定める。すなわち、「締約国は、補助金（なんらかの形式による所得又は価格の支持を含む）で、直接又は間接に自国の領域からの製品の輸出を増加させ又は自国の領域への製品の輸入を減少させるものを許し、又は支持するときは、当該補助金の交付の範囲及び性格について、自国の領域に輸入され又は自国の領域から輸出される製品の数量に対して当該補助金の交付が及ぼすと推定される効果について、並びにその補助金の交付を必要とする事情について、書面により締約国団に通告しなければならない。その補助金が他の締約国の利益に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあると決定された場合には、補助金を許与している締約国は、要請を受けたときは、その補助金を制限する可能性について、他の関係締約国又は締約国団と討議しなければならない。」。

- (5) *L/5011, para.22(a),(b).*
 (6) *Ibid., para.4.3.*
 (7) *Ibid., para.5(g).*
 (8) *Ibid., para.5(e).*
 (9) *Hudec, Enforcement of International Trade Law, p.331.*

第三節 チリのリンゴ輸入制限事件

本件⁽¹⁾の事実関係は次のようである。EECはCAPの一環として地域内のリンゴに対し次のような保護政策を適用していた。すなわち、①市場価格が、「参考価格」（地域内の生産平均コストに基づく下限価格）より下落する場

合には、E E Cの構成国は特定価格でリングを購入することができる。②こうした市場価格の変動を理由にリングの販売を中止する生産者は、政府から代償を得ることができる。③第三国のリング輸入価格が「参考価格」より低い場合には、当該輸入リングは、通常の関税以外に賠償的税金が賦課される。④リングの輸入が地域内の市場攪乱又はそのおそれを生じさせる場合に、E E Cの規則の下では、その輸入を停止し、又は追加的課徴金を課することができる。

七九年にE E Cは、チリを含むリング輸出国（アルゼンチン、オーストラリア、ニュージーランド及び南アフリカ）との間に輸出自主規制に関する協定締結に向けて交渉し、同年のうちにチリを除くこれらの四カ国との間で協定が成立した。チリとの交渉で満足な結果が得られなかったE E Cは、七九年四月に、チリのリングに対し、四月二五日から八月一五日までの期間、輸入停止の規制を課した。

同年五月に、チリは締約国団に小委員会の設置を要請した。チリは次のように主張した。すなわち、E E Cがリングの輸出諸国と輸出自主規制を締結しながら、チリの同種のリングを直接割当て制限することは、ガット一三条一項（数量制限の無差別適用）に違反している。また、当該措置によってチリに損害が生じるので、E E Cはチリに代償を払うべきである。これに対して、E E Cは当該輸入制限がガット一三条二項（c）（i）（数量制限の一般禁止の例外）⁽³⁾によって正当化されると主張した。⁽⁴⁾

同年に、締約国団はチリの申立をとりあげ、小委員会を設置した。小委員会からは、同年のうちに以下の内容の報告が提出された。すなわち、E E C諸国の政府がリング市場に介入する手段として、市場からリングの販売を中止する生産者に代償を与えることは、ガット一三条二項（c）（i）に定める国内産品の数量制限に当たる。従って、E E Cの対チリ産リングの輸入制限措置はこの条項によって正当化される。⁽⁵⁾しかしながら、小委員会はこうし

た結論を得られる根拠についてはこれを説明しなかった。八〇年に、同報告は締約国団によってコンセンサス方式の下で採択された。

その後、八八年に、チリは、EECのリンゴ輸入制限に対して再び申立をした。⁽⁶⁾この事件も、七九年の事件と全く同様の事実関係であったが、チリは、七九年に述べた主張の他に、今回は、とりわけ次のような申立理由をあげている。すなわち、①当該輸入制限措置を適用する時に、チリが途上国であることを考慮に入れなかったEECはガット第四部（貿易及び開発）の一般的な義務及び三七条二項（c）（途上国の輸出能力の開発への協力義務）に違反している。②当該措置によってチリに損害が生じるので、EECはチリに代償を払うべきである。⁽⁷⁾

これに対して、小委員会は、次のようにこの措置が一一條二項によつては正当化されないと、七九年の小委員会とは異なる認定を下した。すなわち、①チリ産リンゴは、EEC産のリンゴと同種の産品であること、②EECの過剰リンゴの除去措置は政府の措置であり、かつ生産者にリンゴの下限の価格を確保しながら、他方ではEEC諸国が購入するリンゴの最大量を定めていない。従つて、この措置は、ガット一一條二項（c）（i）に定める国内産品の数量を制限するようなものではない。こうした根拠に基づいて、小委員会はEECの対チリ産リンゴの輸入制限措置がガット一一條二項（c）（i）によつては正当化されないとし、EECの当該の輸入制限がガット一三条（数量制限の無差別適用）に反しているとの結論を下した。⁽⁸⁾当該措置がガット第四部に反するというチリの主張については、小委員会は次のように判断した。すなわち、ガット第四部三七条二項（c）によつて、先進国は、途上国の利益に影響を及ぼす措置をとるに先だち、可能なすべての建設的な救済措置を検討しなければならない。ところが、EECは当該措置がチリ産リンゴの輸出に影響を及ぼすにも拘わらず、措置の適用を回避する適切な努力をしていない。ただし、当該措置は、ガット第二部に違反していると認定しているので、第四部に反することに

ついで検討する必要はないとする。⁽⁹⁾ チリの代償要請について小委員会は、まず次のように、代償に関する規定を参照している。①四七年のガットは、代償に関するいかなる規定も定めていない。②「七九年の了解の附属書の規定」及び「途上国の輸出に影響を及ぼす数量制限に関する留意」⁽¹⁰⁾が明示しているように、四七年のガットに反する措置が即時に撤回されない場合に限って、代償は暫定的任意的な措置として、違反とされる当事国に適用され得る。こうした資料に照らして、小委員会は「E E C及びチリは代償について適切な交渉をすることができ、小委員会にとって、この問題について勧告を下すことは適切ではないと思われる。」と判断を下した。⁽¹¹⁾

注

- (1) EEC-Restriction on imports of apples from Chile (1), *L/5047-BISD*, 27S., p.98 (hereinafter *L/5047*).
- (2) 輸出自主規制とは、輸入国は国内の産業を保護するため、輸出国に対してその輸出を規制するよう押しつけるものである。輸出自主規制を実施する輸出国は、ある産品について、他国への絶対的な輸出数量又は輸出割合を制限するのである。Terence P. Stewart, Editor, *The GATT Uruguay Round A Negotiating History* (1986-1992), Kluwer Law and Taxation Publishers, 1993, p.168 (以下 Stewart, *A Negotiating History* と略す) ; Bela Balassa, "The "New Protectionism" and the International Economy", 2 *JWTL*, 1978, p.409 ; UNCTAD, *Implications for Developing Countries of the New Protectionism in Developed Countries*, UN Doc TD/226, 1979.
- (3) ガット第一条二項(c)については、本稿第一章第二節参照。
- (4) *L/5047*, para.12.8-12.18.
- (5) *Ibid.*, para.12.27.
- (6) EEC-Restriction on import of dessert apples-complaint by Chile (2), *BISD*, 36S., p.93.

- (7) *Ibid.*, para.8-1-8.4.
- (8) *Ibid.*, para.12.20-12.27.
- (9) *Ibid.*, para.12.34-12.36.
- (10) 一九七九年の「通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解」の附属書四項は次のように定める。すなわち、「代償に関する規定は、当該措置を直ちに撤回することが実行可能でない場合に限り、かつ、一般協定に適合しない措置を撤回するまでの一時的な措置としてのみ、適用するべきである。この手続を利用する国は、第二三条に定める最後の解決手段として、締約国団の許可を得て、他の締約国に対し譲許その他の義務の履行を差別的に停止することができる」。
- (11) *Ibid.*, para.12.34-12.36.

第四節 バナナ輸入規制事件

この事件の事実関係⁽¹⁾は、次のようである。八八年以降、EECはアメリカ及び日本に次ぎ世界第三位のバナナ輸入地域となった。九一年に、EECで販売されたバナナのうちで、ラテンアメリカ諸国のバナナ（以降、ラテンアメリカのバナナと略する）は65%、ACPバナナは16%、EECバナナは19%を占めていた。EECにバナナを輸出する主要なラテンアメリカ諸国とは、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、パナマ及びホンジュラスである。⁽²⁾

また、前述のように、⁽³⁾八九年にEECとACPとの間で締結されたロメIV一六八条一項及び第五議定書の下では、EEC市場に対するACPバナナの輸出促進を目的として、これらの国に一定量まで輸入免税の特恵待遇を認めて

いる。

他方、E E Cの構成国は個別のバナナ輸入政策をもっている。バナナ生産諸国のフランス、ギリシア、ポルトガル、及びスペインは、国内バナナ産業を保護するために、第三国からのバナナに対する輸入数量制限を適用していた。また、かつてA C Pと植民地関係を有していた英国、フランス及びイタリアは、A C Pバナナとこれを輸入、販売する自国企業を保護するために、ラテンアメリカのバナナに輸入制限措置を適用していた。これに対して、ベルギー、デンマーク、ルクセンブルク、アイルランド、及びオランダは輸入数量制限を適用せず、20%を課税する一方、A C Pと植民地関係をもたなかったドイツは、ラテンアメリカのバナナに数量制限をせず、無関税の輸入を認めていた。⁽⁵⁾

九二年に、上記のラテンアメリカのバナナ生産国はE E Cに対し、その構成国のバナナ輸入規制について協議を要請したが、満足な結果が得られなかった。そこで、同年に申立国は、E E C諸国の様々な輸入規制、特に輸入数量制限及びA C Pへの無関税の特恵が、ガット一条(最恵国待遇原則)、一一一条(数量制限の一般的禁止)及び二四条(関税同盟及び自由貿易地域)等に適合していないことを理由に小委員会の設置を要請した。これに対して、E E Cは、当該輸入制限は一一一条二項(c)(i)(数量制限の一般的禁止の例外)によって認められること、また、ガット一条の最恵国待遇原則に反するとはいえず、A C Pへの関税特恵はロメIVの一六八条及び第五議定書に基づくものであり、この協定はガット第四部に関連して、自由貿易地域を定める二四条によって正当化されると反論した。

翌年の九三年に締約国団は、このバナナ紛争をとりあげ、小委員会を設置した。同年に小委員会から出された報告は次の内容であった。⁽⁶⁾ まず、E E C諸国の輸入制限については、ガット一一一条一項に適合せず、一一一条二項(c)(i)に定める基準を満たさない輸入制限であると、小委員会は認定した。⁽⁷⁾ 次に、ガット一条に反するA C Pへの

特恵待遇が二四条によって正当化されるかについては、小委員会は次のように判断した。ロメIVの下での貿易規制については、EEC諸国の産品に輸入関税を適用しながら、ACPの産品に一方的無関税を与えることから、これはガット二四条に定める自由貿易地域の規定に該当するものではない。また、ACPへの関税特恵はガット第四部に関連する二四条によって正当化するものではない。すなわち、ガット第四部は他の規定に加えて、途上国に対する先進国の義務を定めているが、第四部は締約国に対し、ガット一条の規定に反する特恵の付与を認めるわけではなく、また、ガットの各部に定める義務を排除するために設けられたものでもない。従って、小委員会は、EECがACPへの関税特恵をガットの条項に適合するものとなるよう、または、ガット二五条の下で関税特恵へのウェーバーを求めるよう、勧告を下した。⁽⁹⁾ 小委員会の報告書は、コンセンサス方式の下で締約国団によって採択される運びであったが、EEC及びACPに反対されたため、採択されなかった。

このように、EECは、地域内のバナナ産業の保護、構成国のバナナに関する輸入規制の統合、ロメ協定に基づくACPのバナナに対する特恵待遇の付与、ドイツなどEEC地域の市民に対する適切なバナナ価格の確保、並びに、ラテンアメリカ諸国のバナナ輸出への考慮という諸問題に直面していた。⁽¹⁰⁾

そこで、九三年七月に、EECは、国内助成措置及び貿易規制から構成されるバナナに関する規則404/93を発効した。この貿易規制では、六三年からEEC諸国で適用されてきた20%の従価税を従量税に替え、対EEC輸出バナナを、①伝統的ACPバナナ（伝統的にEECに輸出しているACPの「定量」のバナナである）、②非伝統的ACPバナナ（上記の「定量」のバナナをこえる分を輸出しているACPのバナナ、及び従来EECにバナナを伝統的に輸出していないACPのバナナである）、及び③第三国バナナ（伝統的ACPバナナ及び非伝統的なバナナ以外のバナナであり、その大部分は、ラテンアメリカ諸国のバナナである）という三つのカテゴリーに

分け、それぞれに対し、関税割当を与える。すなわち、(a) 伝統的ACPバナナに八五七七〇〇トンまで非関税の割当を付与しながら、(b) 非伝統的ACPバナナ、及び第三国のバナナに二百万トンまで関税割当を与えている。さらに、この関税割当の枠において、ACPバナナは免税を与えられながら、第三国のバナナは一トン当たり100ECUを課税せられている。そして、この割当を越えて輸入されるACPバナナに一トン当たり750ECU、第三国のバナナに850ECUを課税している。その上、対EEC輸入バナナは、輸入許可が必要とされるにもかかわらず、EEC地域のバナナは、EEC市場で制限されることなく販売できるとする⁽¹⁾。

これに対して、同年にバナナ・第一事件の申立国は、再びEECに上記のバナナ輸入規制について協議を要請したが、その協議も満足のものとならなかった。同時に、申立国は、小委員会を要請し、EECのバナナ輸入規制はガット一条、二条、三条、一条、一三条、一六条等に反すると主張し、同年のうちに、締約国団はこの紛争をとりあげて、小委員会を設置した(バナナ・第二事件)。

申立国の多くの主張の中で、バナナ・第一事件における、ACPバナナに対する特惠待遇を巡る争点が繰り返された⁽²⁾。申立国は、とりわけこの特惠待遇が途上国間を差別していると批判し、この特惠は最恵国ベースですべての途上国に適用されるべきであると強調した⁽³⁾。これに対して、EECは、次のように反論した。すなわち、ACPに対する特惠は、政治・経済・法的理由によりEECに不可欠のものである。またEEC市場はACPバナナにとって唯一の販路であるが、一方、ラテンアメリカのバナナは他の多くの地域に輸出されている。EECがACPバナナに特惠を与えないとすれば、ラテンアメリカのバナナとの競争によって、ACPバナナはEEC市場から排除されてしまう。そうなれば、特定のACPの経済全体が崩壊することにもなりうる、と⁽⁴⁾。この争点については、小委員会はバナナ・第一事件の小委員会の認定を支持し、申立国に有利な報告を提出した。しかし、EEC及びACP

が反対したため、この報告はコンセンサス方式の下で締約国団によって採択されることができなかったのである。⁽¹⁵⁾

注

- (1) EEC-Member State's Import regime for Bananas, GATT Panel Report, Jun. 3, 1993, *DS 32/R, GATT FOCUS*, July 1993 (hereinafter *Banana case 1*).
- (2) General Agreement on Tariffs and Trade : Dispute Settlement Panel report on the European Economic Community- Import Regime on Banana, [January 18, 1994 (Not Adopted)], *34 I.L.M.*, 1995, p.177, para.10 (hereinafter *Banana case 2*).
- (3) 本稿第二章第四節参照。
- (4) ACPバナナを輸入し、販売する英国企業である「Geest」及び「Fyffes」は、一九九一年に同国の市場を60%、25%を占有していたと言われている。Sutton Paul, "The banana regime of the European Union, the Caribbean, and Latin America", *39 Journal of Interamerican Studies & World Affairs, Summer 97, Issue 2*, p.6.
- (5) Commission Regulation 288/82, 1982 O.J. (L 31), *WT/DS 27/R*, para.3.5 (hereinafter *Banana case 3*).
- (6) *Banana case 1*, para.2.
- (7) *Ibid.*, para.326-327.
- (8) *Ibid.*, para.368-369.
- (9) *Ibid.*, para.375.
- (10) Bessko, Zsolt K., "Going Banana over EEC preferences? A look at the banana trade war and the WTO's understanding", *28 Case Western Reserve Journal of International Law 2*, Spring 96, p.265.
- (11) *Banana case 2*, para.11-12.

(12) 申立国は、E E Cのパナナに関する輸入規制がガット二条、一一一条、一三条、三条及び一条（内国民差別）、八条、一六条、一条（関税特恵待遇）、二四一条、二二一条（h）、二三一条に反すると主張した。

(13) *Banana case 2, para.33.*

(14) *Ibid., para.35.*

(15) *Ibid.*

小括

前章において見てきたように、先進国は自由貿易を推進するべきであると呼び掛けながら、途上国の競争可能な農産品に対する保護措置を適用してきた。こうした先進国グループと途上国グループとの利害対立は、途上国の紛争申立（「ブラジル対E E Cの砂糖補助金」事件、「ウルグアイ」事件、「チリのリングゴ輸出制限」事件、及び「バナナ・第一／第二」事件）においても明らかになった。農業分野に関してガットの紛争解決手続を利用する途上国の数は少ないとはいえ、途上国は同様の紛争を二度、三度にわたり小委員会に申立てることで、先進国の措置の違法性を訴えてきた（「ウルグアイ」事件、「チリのリングゴ輸出制限」事件、及び「バナナ・第一／第二」事件）。ところが、これらの事件における小委員会の勧告内容又は勧告実施の両面から見て、途上国に満足な結果が得られたとは言いがたい。つまり、先進国はガットのルールの例外（チリのリングゴ輸入制限事件における数量制限の一般的禁止の例外——一一条二項、ブラジル対E E Cの砂糖補助金事件における輸出補助金の許与——一六条三項）を援用し

たり、そのルールを骨抜きにする形で（チリのリンゴ輸入事件における輸出自主規制の協定）国内の農業を保護していた。ただし、小委員会は、こうした先進国による保護措置がガットに反するとはしなかった。先進国による保護措置がガットに反すると小委員会が判断を下した場合においても、その報告がコンセンサス方式によって採択されるため、当該報告は先進国の拒否により、採択され得なかった（バナナ・第一／第二事件）。さらに、小委員会の報告が採択されても、先進国が小委員会の勧告を実施しない場合には、途上国は実際には経済力の差により対抗措置を適用できる可能性が少ない。そのため、途上国は、先進国の勧告の実施（ウルグアイ事件）や、先進国による措置から受けた損害への賠償という問題（チリのリンゴ輸入制限事件）を小委員会に訴えた。しかしながら、小委員会は、小委員会の権限の範囲外という理由で前者を退け、また後者に対して、賠償を勧告することが不適切であるということとそれを拒否した。このように、ガットの下での紛争解決制度では、途上国の抱える困難な問題の解決に役立たないことが露呈されたと言わなければならない。

さらに、先進国グループと途上国グループとの間の利害対立に加えて、「ブラジル対E E Cの砂糖補助金」事件及び「バナナ・第一／第二」事件では、ガットにおける途上国間の利害対立の存在が明らかになった。ここで、申立国とE E Cとの紛争の裏に、E E Cの特恵を受けている途上国（A C P）とその枠外の途上国との利益の衝突が存在していた。前述のように、枠外の途上国は、この特恵関係がガット二四条に反すると、ガットにおいて主張したが、この問題は棚上げにされていた。そのため、「バナナ・第一／第二」事件では、E E Cが二四条を援用し、A C Pに対する特恵を正当化しようとした。しかし、小委員会の報告は、この主張を退け、この特恵関係がガット二四条に反するという、枠外の途上国の主張を支持する明確な判断を下した。これらの申立に先立ち、枠外の途上国がこのような伝統的特恵を打ち破ろうとし、U N C T A Dの場で、非相互的・無差別的な一般特恵制度を提案し

た。その結果、一般特惠制度は、七一年に二五条に基づく義務免除の形でガットで正当化され、七九年の授權条項によって正式に認められた。この一般特惠制度は法的義務であるという途上国の要求にもかかわらず、先進国の善意によって与えられるものにとどまり、その法的安定性が確保されていない。これに対して、ロメ協定による特惠は、法的な義務であり、法的安定性が確保されているが、その対象国が限定されており、途上国間の対立の原因となるものであった。

注

- (1) 本稿第一章第一節参照。